

事務連絡

平成30年8月 日

各部課等の長

政策部長

市長公室長

市民からの各種申請等に係る事務処理について（通知）

先般、福祉部障害福祉課において、障害者グループホーム家賃助成金の支給について、不適切な事務処理がありました。

事案の概要を周知しますので、各課等において、申請等の手続を行う際のチェック体制について再度確認をし、必要な見直しを行ってください。

特に、権利義務に係る行政処分や、補助金等の給付に係る手続にあつては、複数の視点によりチェックを行う事務処理体制とするなど、早急に確認・見直しをされるよう通知します。

## 1 事案の概要

### (1) 判明した日

平成30年7月12日（木）

### (2) 事実

本市のグループホーム家賃助成対象者の保佐人から、対象者の預金口座に「秦野市障害福祉課の名義で、振り込まれている金額があるが、何のお金か」という問い合わせがあり確認したところ、担当職員が平成29年7月にグループホーム家賃助成の申請書を受領した後、申請書を放置し、支給決定を行うための内部手続き事務を怠ったうえ、同担当職員の個人負担により支払いを行っていたことが判明した。

なお、正当な助成金の額としては、120,000円（家賃助成を申請した平成29年7月からグループホームを退所した平成30年6月までの12か月分）であったが、同担当職員の個人負担により、平成29年12月から平成30年6月の間、3回にわたり50,000円を支払っていたことも判明した。

### (3) 原因等

福祉部障害福祉課の担当職員は、平成29年7月に受理した申請につい

て、対象者が市外在住であったこと、他市の生活保護を受給していることなど、通常の申請に比べ審査しなければならない項目が多くあり、より慎重に取り扱うべき申請と認識したが、他の職務を優先したため、時間が経過し、周囲にも相談をせずに放置してしまった。その後、同年12月にグループホームから助成金の支給がないとの問い合わせがあり、慌ててすぐに振り込むと回答してしまっていたが、その時点でも周囲に相談をせず、公金での支払いではなく自分（担当職員）のお金で支払いを行えば、事は収まるのではないかと考え、個人で負担をした。

相手方への支払いを個人で負担し、あるいはそれを考えていた点からは、申請の相手方や市に対しての悪意は感じられないが、組織として事務を行っている以上、自らの誤りを隠そうとする一連の行為は、法令遵守に関する意識が欠如していたと言わざるを得ない。

また、担当職員が抱える申請案件について、管理職職員による進行管理やチェックが欠落していたことや、担当職員間での連携機能が働かなかったことから、当該申請に係る事務が把握できず、相手方からの指摘により判明することとなった。

## 2 市民からの各種申請等に係る事務処理における留意事項

- (1) 收受文書の取扱いについては、秦野市文書等の取扱いに関する規程に基づき適切に処理すること。
- (2) 收受後の申請案件等について、管理職員による進行管理機能や担当職員間での連携機能が働くよう、改めて事務処理手順を見直し、複数の視点で事務処理を行う体制を整えること。

事務担当は、行政経営課行政経営担当 北口（内線 2772）  
文書法制課文書法制担当 遠藤（内線 2322）  
人事課人材育成担当 國廣（内線 2554）